

仙台市西部子ども会連合会会則
2024 年 4 月 1 日 名称変更に伴う改正

(名称及び事務所)

第 1 条 この会は仙台市西部子ども会連合会と称し、その略称を SSK とする。事務局を青葉区宮城総合支所保健福祉課に置く

(目 的)

第 2 条 この会は仙台市西部地域の子ども関連組織相互の緊密な連携のもとに、子ども会の自主的な活動を支援し、もって子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 子ども会および関係団体相互の連絡と関係機関・団体との連絡協調
- ・ 子ども会に関する調査研究・情報交換及び資料発刊
- ・ 子ども会の指導者養成と確保
- ・ 子ども会安全対策の充実
- ・ 子どもたちの環境整備の推進
- ・ 青少年健全育成の推進
- ・ その他目的達成に必要な事項

(組織および会費等)

第 4 条 この会は、仙台市西部の子ども会および子ども会支援団体で当会に登録した団体をもって組織する。

- 2 構成会員は会の運営のために年会費を納める。
- 3 会費の額は以下の区分による。
 - ・ 単位子ども会（注 1）：子ども会会員数(小学生に限る)に 50 円を乗じた金額。
 - ・ 地域包括子ども会（注 2）：会費不要
 - ・ 子ども会支援組織（注 3）：会費不要
- 4 構成団体は、当会会費のほか仙台市子ども会連合会費を負担する。
(運用：会費算出の基礎となる会員数は、当面は総会時点の会員数とします)

(役 員)

第 5 条 この会に次の役員を置く。

会長	1 名	副会長	1 名	事務局長	1 名	会計	1 名
理事	数名	監事	2 名				

(役員の選任)

第 6 条 役員は役員会で推薦し、総会で承認を得る。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。ただし欠員等により補充された役員及びその者の任期は、総会又は子ども会育成会長会で承認を得るものとする。

(役員の職務)

第 8 条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 事務局長は、この会の事務を統括する。
- 6 理事は事業の運営にあたる。

(事務局)

第9条 この会の事務を行うため役員会の推薦により事務局員が事務局の任に当たり、事務局長が統括する。

(役員報酬)

第10条 役員には報酬を支給しない。ただし、必要に応じ別に定める費用を弁償することができる。

(名誉会長)

- 第11条 この会に名誉会長を置くことができる。
- 2 名誉会長は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長の任期は2年とする

(会 議)

- 第12条 この会の会議は次のとおりとし、会長が招集する。
- ・ 総 会
 - ・ 運営会議
 - ・ 役員会
- 2 総会は、役員、構成団体代表者で構成し毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開催することができる。
 - 3 運営会議は総会につぐ決議機関で、役員、構成団体選出者で構成し、連合会運営上必要事項について審議する。
 - 4 役員会は役員（監事を除く）で構成し、会務の執行にあたる。
 - 5 会議は、構成員の半数以上の出席で成立する。また、委任状を認める。
 - 6 総会の議長は、出席者のうちから選び、会長会、役員会の議長は会長をあてる。
 - 7 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

- 第13条 総会は、次の事項を議決する。
- ・ 会則の制定及び改廃
 - ・ 役員を選任
 - ・ 事業計画及び予算を定めること
 - ・ 事業報告及び決算を認定すること
 - ・ 会費の額の決定
 - ・ その他重要事項

(役員会の所掌事務)

- 第14条 役員会は次の事項を審議する。
- ・ この会の運営や事業執行に関すること
 - ・ 総会に付議すべき事項
 - ・ その他必要と認める事項

(専門部会)

第15条 この会の目的達成と指導体制の強化を図るため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会設置に必要な事項は、別にこれを定めることができる。

(実行委員会)

第16条 事業の実施に当たり、実行委員会を組織することができる。

2 実行委員会は、役員、専門部員、子ども会育成会推薦者及び地域の協力者等によって構成する。

3 実行委員会には、役員会の推薦により実行委員長、副委員長を置く。

4 実行委員会は単年度限りの組織とし、事業の終了により解散する。

5 実行委員会に必要な事項は、別にこれを定める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第18条 この会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもってあてる。

(細 則)

第19条 この会の運営に必要な細則は、役員会に諮って会長が別に定める。

(付 則)

1 この会則は、昭和53年6月13日から施行する。

2 この会則は、昭和57年5月26日から一部改正で施行する。

3 この会則は、昭和59年5月28日から一部改正で施行する。

4 この会則は、昭和63年6月1日から一部改正で施行する。

5 この会則は、平成2年6月14日から一部改正で施行する。

6 この会則は、平成8年5月25日から一部改正で施行する。

7 この会則は、平成9年5月27日から一部改正で施行する。

8 この会則は、平成10年5月26日から一部改正で施行する。

9 この会則は、平成12年5月10日から一部改正で施行する。

10 この会則は、平成18年5月18日から一部改正で施行する。

11 この会則は、平成22年5月8日から一部改正で施行する。

12 この会則は、平成23年5月14日から一部改正で施行する。

13 2019年4月1日、事務局所管課の変更(まちづくり推進課から保健福祉課へ)に伴い修正

14 この会則は、2021年5月17日から一部改正で施行する。(役員及び総会構成員の変更)

15 この会則は、2024年4月1日から一部改正で施行する。(会の名称変更及びこれに伴う変更)

(注1)

・単位子ども会：会員制の従来の子ども会。基本子ども会ともいう。

・地域包括子ども会：町内や小学校区の子どもの対象にした会員名簿を持たない子ども会。区域内の子どもはみな会員であるとの認識に立つ。

・子ども会支援組織：単位子ども会や包括子ども会を支援する成人を中心とする組織。例示 子ども会応援団 子ども会育成会など